

# 労働保険料の納付は、口座振替で！

## 1. 口座振替の申込手續

口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

**平成 24 年度第 1 期納付分から口座振替をご希望される方は、平成 24 年 2 月 10 日までに申込みをお願いします。**

注 1 口座振替は、全国の銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫、労働金庫、信用組合でご利用になれます。取扱金融機関や口座振替日等の詳細については、事前に、下記 2. ホームページまたは下記 3. コールセンターで、ご確認ください。

注 2 平成 24 年 2 月 11 日以降に申込みを行った場合は、平成 24 年度第 2 期納付分以降から口座振替を行います。

注 3 口座振替の申込み手續が完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご注意ください。

## 2. 申込用紙（口座振替依頼書）

申込用紙は、**厚生労働省ホームページ**にご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/>（労働基準→労働保険の適用・徴収）

厚生労働省 労働保険料 口座振替

※ 申込用紙は、都道府県労働局にも備えております。  
都道府県労働局の所在地・連絡先は、厚生労働省または都道府県労働局のホームページなどでお確かめください。

## 3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、下記のコールセンターをお願いします。

**TEL : 0120-325-537**

※ 開設期間は、平成 24 年 1 月 19 日（木）～ 2 月 17 日（金） の  
平日 9 時～17 時